

令和8年度 甲種防火管理新規講習実施案内

綾部市消防本部

1 目的

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者となり得る資格を付与することを目的とする。

2 受講対象者

消防法第8条第1項に規定する「甲種」防火管理者の資格を取得しようとする者

3 講習の日時及び場所

講習日	講習時間	講習会場	所在地
令和8年 8月20日（木） 8月21日（金）	両日 9：00～ 16：00	あやべ・日東精工 アリーナ	綾部市西町3丁目 南大坪39番地の10

4 講習科目

第1日目（8月20日）	第2日目（8月21日）
<ul style="list-style-type: none">・開講式（あいさつ、講習会説明）・防火管理の意義と制度・火気取扱いの基本知識・出火防止と収容人員の管理・施設、設備の維持管理・防火管理の進め方と消防計画	<ul style="list-style-type: none">・地震対策・危険物等の安全管理・自衛消防活動・教育、訓練・防火管理責任・効果測定・閉講式（あいさつ、修了証交付）

5 受講申込み手続き

（1）受講申込みの受付期間等

- ・受付期間 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）
- ・受付場所 綾部市味方町アミダジ20番地の2 綾部市消防本部 予防課

※ 申込み受付期間中であっても、綾部市内の対象物を優先とし、定員の50人となり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

※ 郵送、FAX、電子メールによる申込みは受け付けておりません。

(2) 提出書類等

防火管理に関する講習会申込書	1 指定の用紙は、綾部市消防本部のホームページからダウンロードできるほか、綾部市消防本部、綾部市消防署各出張所にもあります。
受講票	2 申込書の※印以外の欄について、申込者本人がかい書で記入したものを提出し、受講票の交付を受けてください。 3 写真（最近6ヶ月以内に撮影したもので、正面・上半身・無帽・無背景の縦4cm×横3cm程度のもの）を貼付してください。
受講に要する費用等	受講料は無料です。 ただし、申込み時にテキスト代として、1,650円が必要です。 なお、申込み後に受講ができなくなった場合のテキストの返却はできません。

(3) 受講票の交付

受講申込書受付時に交付します。

(4) その他

受講票交付後の申込みの取り消しについては、原則として認めていません。

6 講習修了証の交付

この講習の全課程（2日間）を修了した方には、修了証を交付します。

（遅刻又は欠席をされた方については、修了証を交付することができません。）

7 その他

(1) 受講日当日は、講習開始時間までに受付を済ませてください。

(2) 受講者は、2日間とも受講票、筆記用具をご持参ください。

(3) 昼食は各自でご用意ください。昼休みの外出及び会場内での食事は可能です。

(4) 受講に際しては、遅刻、早退、代理受講は認めません。

< 問合せ >

綾部市消防本部 予防課 予防担当

〒623-0031

綾部市味方町アミダジ20番地の2

電話：0773-42-0119（代）

FAX：0773-43-1483

（ホームページ）

<http://www.city.ayabe.lg.jp/shobohonbu/index.html>